

企業の皆様へ

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関する個別照会について

令和6年3月
国税庁

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のうち、所得合算ルールに係る法制化として、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等が創設されました。企業の皆様が自ら適正な申告を行うことができるよう、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関する個別照会※について、令和6年4月1日から以下の個別照会窓口で対応いたします。

なお、一般的なご質問やご相談については、各局（所）の電話相談センターへお問い合わせください。

※ 内容が申告又は納税に直結しており、複雑で具体的書類や事実関係を確認する必要があるものなどをいいます。

◆ 個別照会窓口

個別照会を行う場合は、企業の皆様の納税地を管轄する国税局（所）又は税務署までご相談ください。

【調査課所管法人である場合】

- 東京国税局 : 調査第一部から調査第四部までの所掌部門等
- 大阪国税局 : 調査第一部 国際調査管理課
- 名古屋国税局 : 調査部 国際調査管理課
- 関東信越国税局 : 調査査察部 国際調査課
- 沖縄国税事務所 : 調査課
- その他の国税局 : 調査査察部 調査管理課

【調査課所管法人以外の法人である場合】

- 調査課所管法人以外の企業の皆様は納税地を管轄する税務署（法人課税部門）へご相談ください。

全国の税務署の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ
([税務署の所在地などを知りたい方 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp))をご覧ください。

◆ ご留意いただきたい事項

個別照会を行う場合には、必要に応じて個別照会の対象となる資料を提出していただきます。

回答は、企業の皆様から資料で示された事実関係を前提とし、異なる事実関係や新たな事実関係があった場合には、回答内容と異なる課税関係となることがあります。

なお、事実関係の認定が必要な場合等については、お答えできない場合がありますので、ご留意ください。